

社会保険ひろしま

第851号

- 「算定基礎届」の提出はお済みですか
- 令和元年9月1日に「日・中社会保障協定」が発効します
- 出張相談所開設のご案内（8月）その他
- 平成30年7月豪雨により被害を受けられた皆様へ
- 被扶養者資格再確認業務の実施について
- 新様式の申請書使用にご協力をお願いします
- 「健康保険委員意見交換会」を初開催します
- 優待価格でご利用できる運動施設が増えました



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和元年5月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		53,704	53,114
船舶所有者数		279	347
被保険者数	男性	517,900人	389,875人
	女性	313,829人	260,463人
	船員	3,263人	3,342人

日本年金機構からのお知らせ

「算定基礎届」の提出はお済みですか

毎年7月は、算定基礎届の提出月となっています。提出がお済みでない場合は、管轄の事務センターまたは年金事務所へ、速やかにご提出をお願いいたします。

【算定基礎届の提出が必要な方】

- 7月1日現在で勤務されている全被保険者（次の①から③のいずれかに該当する方を除く）

① 6月1日以降に資格取得した方

② 7月の随時改定に該当された方

※ 7月改定の月額変更届の提出がお済みでない場合は、速やかにご提出ください。

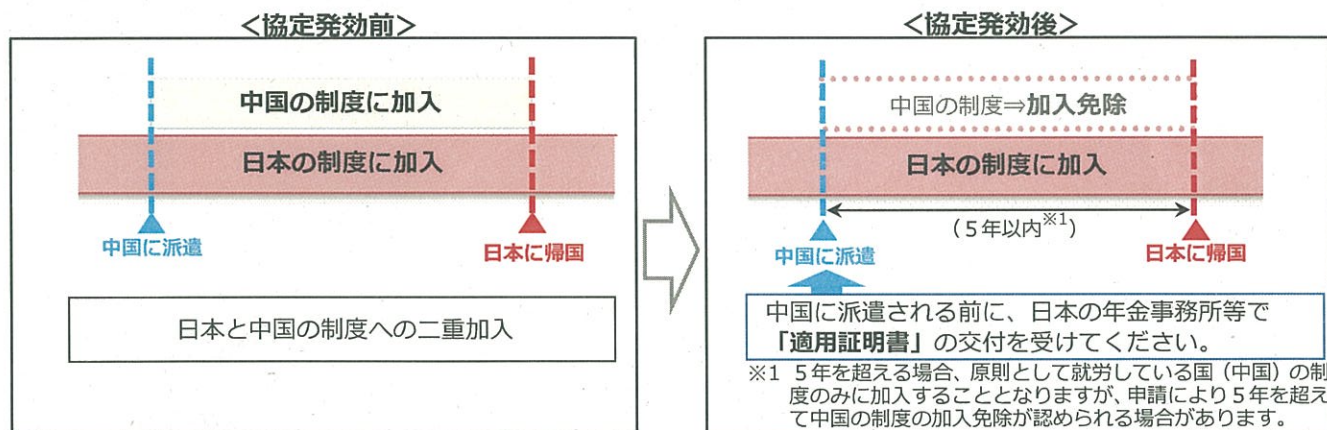
③ 8月または9月に随時改定が予定されている旨の申出を行った方

※ 8月または9月の随時改定の要件に該当した場合は、月額変更届をご提出ください。また、随時改定に該当しないことが判明した場合は、速やかに算定基礎届をご提出ください。

令和元年9月1日に「日・中社会保障協定」が発効します

～中国の年金制度の加入免除に必要な「適用証明書」の交付申請を8月1日から受け付けます～

- 日・中社会保障協定により日本から中国（中国から日本）に派遣される被用者の方（海外駐在員等）については、**日本の年金制度**（国民年金又は厚生年金保険）と**中国の年金制度**（被用者基本老齢保険(职工基本养老保险)）への二重加入が解消されます。



（注）協定発効前より中国に派遣されて就労している被用者の方も、協定発効日から起算して5年間は中国の制度への加入が免除されます。

- 適用証明書の交付申請は、事業主様より日本年金機構の年金事務所又は事務センターで行ってください。なお、日・中社会保障協定発効前の令和元年8月1日から適用証明書の交付申請を受け付けます。ただし、適用証明書は9月1日以降順次発送となりますのでご注意ください。
- 適用証明書交付申請書は、日本年金機構ホームページから入手することができます。
- 交付された適用証明書は中国の社会保険料徴収機関に提出してください。
- 次の方^(※2)は、日・中社会保障協定による**中国の年金制度の加入免除の対象者とならない**ため、適用証明書は交付されません。
 ※2 中国国内の企業に現地で直接雇用される方、中国で自営業者として就労する方、日本の年金制度に任意加入している方
- 次号では、中国の企業から日本の企業に派遣される方の手続きについて説明します。

日本年金機構 検索 <https://www.nenkin.go.jp/>

◆ 出張相談所開設のご案内（8月）

市 町	日 時		会 場	予約制の有無
				① 予約の受付締め ② 予約先及び電話番号
大竹市	毎週火曜日	10:00~15:30	大竹商工会議所	予約制 ※1 ① 相談日の前々日の午前中 ② 広島西年金事務所 ☎082-535-1505
竹原市	8月14日（水）	10:00~15:30	人権センター1階会議室 （竹原市中央 5-5-17）	予約制 ※1 ① 相談日の前々日の午前中 ② 呉年金事務所 ☎0823-22-1691
尾道市	毎週火・木曜日	10:00~15:30	尾道市市民会館 （旧：尾道市公会堂別館）	完全予約制 ※1 ① 相談日の前日の午前中 ② 三原年金事務所 ☎0848-63-4111
尾道市因島	毎週月曜日 （8月12日は休日のため、 8月13日（火）振替実施）	10:00~15:30	因島総合支所 4階会議室	
尾道市向島	毎週金曜日	10:00~15:30	向島支所 1階相談待合室	
大崎上島町	8月15日（木）	10:00~15:30	大崎上島町 東野保健福祉センター	
庄原市	8月21日（水）	10:00~15:00	庄原市役所東城支所	予約制 ※1 ① 相談日の前日 ② 三次年金事務所 ☎0824-62-3107

※1 各年金事務所への予約申し込みは電話音声案内の「1」の後に「2」を押してください。

◆ 年金事務所で年金の予約相談を行っています。是非ご利用ください。

ご予約いただくと ①お客様のご都合に合わせてスムーズに相談できます。

②ご相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します。

予約申し込みは「予約受付専用電話」へ！0570-05-4890

○予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。○予約による相談は8:30~16:00（月~金曜日）に実施します。
○ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。○お近くの年金事務所でも受け付けています。

◆ 新任事務担当者説明会のご案内

会 場	日 時	管轄年金事務所
広島南年金事務所（広島市南区皆実町 1-4-35） <small>（平成31年4月から会場が「広島南年金事務所」に変更になりました。）</small>	8月22日（木）13:30~16:00	広島東年金事務所

●対象者 ①新任事務担当の方 ②新規加入事業所の方 ③その他受講を希望される方

◆ 届書等の広島広域事務センター直送のお願い

事務センターでは、届出いただいた届書の審査、入力処理、発送業務を一括して行っています。

少しでも早くお客様に保険証や通知書等をお届けするため、事務センターへの直送をお願いします。

送付先：〒730-8602 広島市中区中島町3-25 ニッセイ平和公園ビル 日本年金機構 広島広域事務センター

◆ 手話による年金相談のご案内

会 場	日 時
広島東年金事務所	8月14日（水）
福山年金事務所	13時~15時

○毎月第二土曜日（13時~16時）は事前申し込みにより、
県内の事務所を手話による年金相談を行っています。



～協会けんぽ広島支部は加入者の皆様全員の健康増進をめざします～

平成30年7月豪雨により被害を受けられた皆様へ

平成30年7月豪雨から1年が経過しましたが、改めて被災された皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。皆様の安全と被災地の一日も早い復興を、心よりお祈り申し上げます。

豪雨災害により被害を受けられた加入者の皆様におかれましては、6月末まで医療機関での一部負担金等の支払い免除(所定の項目に該当される場合)の対応をさせていただいて参りました。しかしながら、被災状況を鑑み、一部の対象地域で免除の延長を決定いたしました。令和元年7月以降の免除対象地域は以下のとおりです。

広島県 安芸郡坂町

岡山県 倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、浅口市、早島町、
浅口郡里庄町、小田郡矢掛町、新見市

愛媛県 今治市、宇和島市、大洲市、八幡浜市、西予市、北宇和郡松野町、
北宇和郡鬼北町

※6月以前に免除証明書をお持ちになられていた方で対象となられる方につきましては、更新したものを送付させていただいております。

なお、免除の対象となられる方で6月末までに一部負担金のお支払いをされた方は、一部負担金の還付を行いますので、申請用紙と添付書類を同封してご提出ください。

詳細につきましては、「協会けんぽ広島支部」ホームページより、

ホーム→平成30年7月豪雨により被害を受けられた皆様へ をご確認ください。

被扶養者資格再確認業務の実施について

例年、6月頃より被扶養者状況リスト等をお送りして、ご確認をお願いしております「被扶養者資格の再確認」につきましては、本年度は実施時間が変更になり、9月下旬から10月下旬にかけてのリスト送付となります。

皆様のご協力をお願いいたします。

リストの送付時期 令和元年9月下旬から10月下旬

リストの提出期限 令和元年11月20日(水)

※今年度はマイナンバー確認作業はありません。

新様式の申請書使用にご協力をお願いします

協会けんぽでは、ご提出いただいた申請書について円滑に手続きやお支払いを進めるため、システム刷新を計画しております。それに伴い、申請書等の様式について変更させていただきますので、新様式の使用にご協力をお願いします。

新様式となる ①傷病手当金支給申請書 ②出産手当金支給申請書 ③出産育児一時金支給申請書
申請書 ④埋葬料支給申請書 ⑤高額療養費支給申請書 ⑥療養費支給申請書

Q いつから新様式で申請するのですか?

A 既にご使用いただいております。申請にあたりましては、郵送によるお手続きにご協力をお願いします。

Q これまでの様式は使えなくなりますか?

A これまでの様式も引き続き使用できますが、事務処理の効率を高め、円滑に給付金をお支払いするため、可能な限り新様式をご使用いただけますようご協力をお願いします。

Q 新様式はどこで入手できますか?

A 協会けんぽのホームページから入手できます。また、全国のコンビニエンスストアに設置してあるマルチコピー機で印刷できる「ネットプリント」(有料)でも入手できます。

※新様式では元号改正にも対応しています。

「健康保険委員意見交換会」を初開催します

従業員様の健康づくりをより一層推進していただくため、初めてとなる健康保険委員の皆様による意見交換会を開催します。

内容は、各事業所のお悩みや、講座依頼でもご要望の多い「歯周病予防」についての講演と、「メンタルヘルス対策」についての意見交換を予定しております。各会場とも定員を20名(先着)とさせていただきます。参加費は無料です。健康保険委員の皆様の積極的なお申込みをお待ちしております。

健康保険委員意見交換会へのお申込みや
健康保険委員のご登録等のお問い合わせは、

企画総務グループ ☎082-568-1014 までご連絡ください。

	日時	会場
広島会場	令和元年9月4日(水) 13:30~15:30	広島ガーデンパレス 2階 華 (広島市東区光町1-15-21)
福山会場	令和元年9月11日(水) 13:30~15:30	備後地域地場産業振興センター 3階 小会議室 (福山市東深津町3-2-13)

優待価格でご利用できる運動施設が増えました

この度、優待価格でご利用いただける運動施設が新たに2社加わりました。職場の同僚や、ご家族様と一緒に運動不足の解消や健康づくりの取組を始めてみてはいかがでしょうか？

詳細につきましては、各運動施設にご確認ください。

メリィ・メディカルフィットネス

エアロバイク等の器具を使用して疾病予防、健康増進を目的に、理学療法士が運動プログラムを提案します。

広島市安佐南区大塚西3-1-20 TEL/082-849-2255

入会金割引 50,000円 → 10,000円 夫婦・親子の同時入会は入会金無料

ひろしま企業健康宣言事業者の加入者には、オプション券プレゼント

月会費 8,000円 無料体験(1日1回限り)できます

実施日時
火~土曜日 9~22時
日曜日 9~16時

一般財団法人 広島県環境保健協会

女性の健康寿命延伸を目的に、フィットネスマシンとジョギング台、ステップ台で筋力運動と有酸素運動を実施します。

広島市中区広瀬北町9-1 TEL/082-293-1511

女性専用フィットネスです

入会金割引 2,500円 → 1,500円 月会費 2,500円 ~ 2,700円

	実施店舗	住所	実施曜日	実施時間		
①	小国店	世羅郡世羅町小国3381 小国自治センター	火曜日	10:30~13:00	14:00~15:00	
②	早瀬店	呉市音戸町早瀬1-8-36 旧早瀬保育所	水曜日	10:00~12:00	13:00~15:00	
③	熊野店	安芸郡熊野町中溝1-11-1 熊野町中央地域健康センター	木曜日	10:30~13:00	14:00~15:30	
④	安浦店	呉市安浦町中央6-2-40 三津口西自治会館	金曜日	10:00~12:00	13:00~15:00	
⑤	かんぼきょう店	広島市中区広瀬北町9-1 広島県公衆衛生会館	火曜日	10:00~13:00	14:00~17:00	18:00~20:00
			土曜日	10:00~13:00	14:00~17:00	

なお、その他提携運動施設である、ルネサンス・メディカルフィットネスB-1・ZONEにつきましては、協会けんぽ広島支部のホームページをご確認ください。

お問い合わせ先

全国健康保険協会広島支部 TEL:082-568-1011(代表)

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F
【ホームページ】<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>



保険証が使えるのは
退職日当日まで。
退職後は速やかに保険証
を返却してください。



申請書の
郵送に
ご協力
ください。

協会けんぽでは、生活習慣病予防健診(がん検診付き)の費用の約6~7割を補助しております。健診後、必要な方には特定保健指導を無料で行ってまいります。ぜひご活用ください。